

## 議案第33号

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第2条第1項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 学校運営協議会の委員

第3条第1項中「第9号」を「第10号」に改め、同条第2項中「前条第1項第10号」を「前条第1項第11号」に改める。

第4条第4項及び第5項を削る。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(年額の報酬)

第5条 年額（能率給を除く。以下同じ。）の報酬は、その年度分をその年度に支給する。

2 年額の報酬を受ける者が新たに職に就いたときは、その月分から、任期満了、退職、解職、失職又は死亡したときは、その月分までを月割計算によって支給する。

3 前項の規定により報酬の額を算出する場合においては、年額を12で除して得た額とする。

別表に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額	3,000円
-----------	----	--------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第33号参考資料

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 学校運営協議会の委員</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第3条 前条第1項第1号から<u>第10号</u>までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>前条第1項第11号</u>に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額4,000円（特殊な勤務条件にある者にあつては、4,000円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額）とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第3条 前条第1項第1号から<u>第9号</u>までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>前条第1項第10号</u>に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額4,000円（特殊な勤務条件にある者にあつては、4,000円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額）とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務</p>

を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内で月額をもって定めることができる。

(費用弁償)

第4条 (略)

2・3 (略)

(年額の報酬)

第5条 年額(能率給を除く。以下同じ。)の報酬は、その年分をその年度に支給する。

2 年額の報酬を受ける者が新たに職に就いたときは、その月分から、任期満了、退職、解職、失職又は死亡したときは、その月分までを月割計算によって支給する。

3 前項の規定により報酬の額を算出する場合においては、年額を12で除して得た額とする。

(月額の報酬)

第6条 (略)

(日額の報酬等)

を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内で月額をもって定めることができる。

(費用弁償)

第4条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定にかかわらず、同一日に同項の規定による出務手当の支給を受ける出務と前項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。

5 同一日に第2項の規定による出務手当の支給を受ける出務と山陽小野田市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(平成20年山陽小野田市条例第25号)第3条第2項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。

(月額の報酬)

第5条 (略)

(日額の報酬等)

第7条 (略)

(支給方法)

第8条 (略)

別表 (第3条関係)

職名	区分	金額
(略)	(略)	(略)
学校運営協議会の委員	年額	3,000円

備考

1・2 (略)

第6条 (略)

(支給方法)

第7条 (略)

別表 (第3条関係)

職名	区分	金額
(略)	(略)	(略)

備考

1・2 (略)